

議案第32号

北上市都市公園条例の一部を改正する条例

北上市都市公園条例（平成12年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章　[略] 第3章　都市公園の管理（第2条― <u>第21条</u> ） 第4章　雑則（ <u>第22条</u> ） 第5章　罰則（ <u>第23条・第24条</u> ） 附則 <u>（体育施設）</u> 第14条　公園施設のうち、 <u>北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）</u> で定める <u>体育施設</u> の管理運営は、当該条例の規定によるものとする。 （使用料の不還付） 第17条　[略]	目次 第1章・第2章　[略] 第3章　都市公園の管理（第2条― <u>第27条</u> ） 第4章　雑則（ <u>第28条</u> ） 第5章　罰則（ <u>第29条・第30条</u> ） 附則 <u>（管理の特例）</u> 第14条　公園施設のうち、 <u>北上市日本現代詩歌文学館条例（平成3年北上市条例第80号）</u> 、 <u>北上市スポーツ施設条例（平成3年北上市条例第83号）</u> 及び <u>北上総合運動公園スポーツ施設条例（平成25年北上市条例第37号）</u> で定める <u>施設</u> の管理運営は、当該条例の規定によるものとする。 （使用料の不還付） 第17条　[略] <u>（利用料金）</u> 第18条　市長は、第23条の規定により指定管理者を指定したときは、 <u>第15条に規定する使用料（指定管理者が許可したもの</u>

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(公園予定区域及び予定公園施設への準用)

第19条 第2条から第18条まで及び第23条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

に限る。)を利用料金として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 第15条から前条までの規定は、前項の規定により使用料を利用料金として、指定管理者の収入として収受させる場合に準用する。この場合において、第16条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、第15条の規定にかかわらず、別表に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、告示しなければならない。

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、土地の形状変更を伴わないと市長が認めたときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(公園予定区域及び予定公園施設への準用)

第20条 第2条から第17条まで、前条、第22条、第29条及び第30条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第20条 [略]

(権利の譲渡等の禁止)

第21条 [略]

第21条 [略]

(権利の譲渡等の禁止)

第22条 [略]

(指定管理者の指定等)

第23条 次の表に掲げる都市公園（市長が定める区域を除く。

）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

<u>種別</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
総合公園	展勝地公園	北上市立花10地割155番1

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、第1条の2第2項第1号エの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第24条 市長は、地方自治法第244条の2第3項又は第11項の規定により、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第25条 指定管理者の行う都市公園の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法、法、政令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第26条 都市公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第7条及び第19条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1) 第7条の規定による行為の許可等に関すること。

(2) 前号の許可等に伴う、法第7条第1項第6号に該当する1月未満の占用の許可等に関すること。

(3) 第19条の規定による届出の受理等に関すること。

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 施設の活用に関すること。

(6) その他市長が定める業務

第4章 雑則 (補則) <u>第22条</u> [略] 第5章 罰則 (過料) <u>第23条</u> [略] <u>第24条</u> [略]	<u>(事業報告書の提出)</u> <u>第27条</u> 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。 <u>(1) 業務の実施状況</u> <u>(2) 使用の状況</u> <u>(3) 管理経費の収支状況</u> <u>(4) その他市長が必要があると認めた事項</u> <u>2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。</u> 第4章 雑則 (補則) <u>第28条</u> [略] 第5章 罰則 (過料) <u>第29条</u> [略] <u>第30条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の北上市都市公園条例の実施のため必要となる指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

民間活力を活用した都市公園の管理運営と、展勝地エリアの一体的な活用を推進するため、展勝地公園に指定管理者制度を導入しようとするものである。